

八丈町農業委員会

第 1 2 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和 7 年 3 月 2 5 日 (火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和7年3月25日(火) 9:00～10:30

2. 場 所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：5番 青木 保憲委員、6番 磯崎 正委員

8. 議事

会議日

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について（利用権設定）

議案第3号 非農地判断願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 奥山 万羅、篠崎 京平、小宮山 優、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古
島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 松屋 美穂

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第12回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和7年3月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 2, 445 m²
番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1, 057 m²
番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1, 102 m²
番号1④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 604 m²
番号1⑤ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 304 m²

番号 1⑥ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 153㎡

番号 1⑦ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 114㎡、7筆合計 5,779㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の●●●●さんについては、認定農業者であり、現在施設でレザーファンの栽培を主に行っていますが、農地取得後はロベも合わせて栽培していくとのことです。農地については、既にロベが植えられており、直ぐに収穫できる状態ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行ってきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号 1 農地について、3 番推進委員お願いします。

推委 3 番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。事務局から説明があったようにすでにロベが植えられており、中には大きくなってしまったロベもありますが、小さいロベを植え替えて耕作していくとの事です。問題はないかと思われますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号 1 農地について、6 番農業委員お願いします。

農委 6 番 推進委員、事務局と現地を確認しました。推進委員、事務局からの説明どおりで、今植えられているロベを引き続き耕作していくという事です。●●●●さんは以前からレザー栽培を大変頑張っており、ロベも同じように耕作できると思いますので問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第 1 号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案の説明に入る前に、今月より法律の改正に伴い、様式等が変更となりましたので説明させていただきます。事前にお配りした議案第 2 号資料をご覧ください。

「農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 7 年 4 月 1 日より施行されるにあたり、中間管理事業における農地の貸借に関して、新たに借受者の農業関係法令の遵守状況、農作業従事者の配置状況の 2 点を確認することとなりました。これに伴い、議案の資料についても資料一番右の許可要件の欄に、3、4 の項目を追加させていただいております。3 の借受者の農業関係法令の遵守状況については、事前にお配りしております議案第 2 号参考資料と書かれた資料をご覧ください。

1 ページ、2 ページが法改正により国が作成した様式になり、違反の有無の部分を見ていき、それぞれ違反がないか確認します。

3 ページ以降はそれぞれの違反例を、イラストでわかりやすく示したものになります。

今回初めてですので一つ一つ確認します。

まず（1）農地法について①第 3 条の違反の有無ですが、こちらは、農業委員会の許可なく農地の貸借や売買を行ったことがないか、いわゆるヤミ耕作していないかという確認になります。

②第 4 条の違反の有無ですが、こちらは農業委員会の許可なく農地の自己転用をしていないか、

③第 5 条については、農業委員会の許可なく所有権の移転を伴う農地転用を行っていないかの確認になります。

④第 4 2 条の違反の有無については、所有する農地から病虫害、土砂などが出て、周辺に悪影響を及ぼしては是正の措置命令が出ているのに、従わずにそのまま放置していないかの確認になります。

⑤第 5 1 条の違反の有無については、違反転用している事に対して是正の措置命令が出ているのに従わずにそのまま放置していないかの確認になります。

続いて（2）農業振興地域の整備に関する法律について

① 第 1 5 条の 2 の違反の有無については、農用地区域内で都知事の許可なしで開発行為を行っていないか、②第 1 5 条の 3 の違反の有無については、もし農用地区域内で開発行為を行っていて中止命令が出ているのに、従わずにそのままにしないかの確認になります。

続いて（3）種苗法の育成者権又は専用利用権の侵害に対する違反の有無について、植物は品種登録することで育成者権というものがあり、権利を設定し専用利用することができますが、育成者権の許諾を得ずに登録品種の種苗を増やしたりして販売していないかの確認になります。

続いて（4）農薬取締法の第 2 4 条の違反の有無について、農薬登録されていない薬剤を使用していないかの確認になります。

2 ページ目の 3 の部分については、取得した農地を耕作や養畜せず、取得後 3 年以内に誰かに譲渡や貸借していないか、または農地以外のものにする行為を行っていないかの確認になります。

す。

今説明したすべての事項を確認しその上で議案第2号資料の一番右の許可要件の3農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況の部分を判断することとなります。

基本的には全てなしと記載いただいた上でないと、貸し借りが進められないことになります。

続いて4農作業従事者の配置状況については、複数の市町村で農地を所有している場合などにどこに誰を農作業従事者として配置しているかといった内容になります。島の場合は基本的に利用権設定を受ける方が全ての農地を耕作していますので、特にこちらは問題はないかと思えます。なお、議案の題名についても今月より少し変わっております。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和7年3月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2,977㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 レモン、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、現在今回の農地の近くのハウスでレモンの栽培を行っており、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

最初に説明した農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況については、本人より申告書を提出してもらい、違反がないことを確認しておりますので問題ありません。農作業に従事する者の配置の状況については、本人が農作業に従事するとのことで、こちらも問題ありません。農地については、竹が生い茂っている部分もありますが、中は整地されている状態で今後伐採等を行いながらレモンを植え付け栽培を行っていくとのことです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 農業委員、事務局と現地を確認しました。事務局から説明があったとおり、農地については竹が生えていますが、開墾すれば耕作できると思いますので問題はないかと思えます。よろしく

お願いします。

議長 続いて、番号 1 農地について、3 番農業委員お願いします。

農委 3 番 推進委員、事務局と一緒に現地を確認しました。推進委員が説明したとおり、竹等は生えているものの手を入れて開墾すれば問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第 2 号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については承認することと決しました。

議長 続いて、議案第 3 号非農地判断願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 号 非農地判断願出書の承認について

下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。

令和 7 年 3 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 31m²

内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっている状況にあり、当農地の規模を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断を願い出ることとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

番号 1 農地については全面が山林化しており、周辺的环境を考えても、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われます。それでは、ご意見をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号 1 農地について、7 番推進委員お願いします。

推委 1 番 事務局から説明があったとおり、山林化しているのと農地自体が法面になっています。また、

農地面積も少ないので、耕作するのは困難であり、非農地として処理しても仕方ないかと思えます。

議長 続いて、番号 1 農地について、12 番農業委員お願いします。

農委 12 番 推進委員から説明があったように、法面になっているのと規模的にも耕作するのは難しく、非農地とするのはいたし方ないかと思えます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第 3 号議案について非農地判断といたしますことにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 3 号については非農地判断いたしますことを決定します。